

くすりについて

お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できない時は、保護者とこども園が話し合いのうえ、担当保育教諭が保護者に代わって与えます。

この場合は、下記のことについて留意していただくとともに、万全を期するため「連絡票」に必要事項を記入し、「くすり」、「薬剤情報提供書」といっしょにこども園に手渡ししてください。

1. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、必ず薬剤情報提供書（くすりについての注意事項を記載した文書、薬局でもらう「くすりの説明書」等）を提出してください。
2. 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、対応できません。
3. **座薬の使用は、原則として行いません。**
4. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合はその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
5. 慢性の病気（気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎など）の日常における与薬や処置については、主治医または嘱託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。（保育所保育指針…厚生労働省）
6. 持参するくすりについて
 - ① 医師からの具体的な指示書がある場合は、連絡票に添付してください。
 - ② くすりは、1回ずつに分けてください。
 - ③ 薬包（くすりの袋）や水薬の容器には、お子さんの名前を書いてください。

連絡票

令和 年 月 日

依頼者	保護者名	園児名：		連絡先：			
		クラス名：		連絡先電話番号：			
主治医	（ ） 病院・医院			電話番号：			
病名(症状)							
くすり	① 処方	令和 年 月 日に処方された		日分のうちの本日分			
	② 保管	・室温 ・冷蔵庫 ・その他（ ）					
	③ 剤型	・粉 ・液（シロップ） ・外用薬 ・その他（ ）					
	④ 内容	・抗生物質 ・解熱剤 ・咳止め ・下痢止め ・かぜ薬 ・外用薬（ ）					
	⑤ 使用時間	食前		食後		その他（ ）	
	⑥ 外用くすり等の 使用法						
	⑦ 注意事項	持参数（ 袋又は 個）					
保育園 記載欄	与薬日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	与薬時間	:	:	:	:	:	:
	与薬者						